

## 資料5 「その他」の化学物質による口腔領域関連症状

問診では、その労働者が扱っている、あるいはこの頃扱ったことのある化学物質すべてを聞き出します。それら化学物質は歯科医師は馴染みのないものが多くあります。また、通常、事業所はそれら化学物質のSDS（安全データシート）を所有していますので、依頼すれば、コピー等を提供してくれると思います。そのSDSと併せて以下の資料を参照してください。

### ①特定化学物質障害予防規則（特化則）健康診断項目に見られる「口腔関連症状」

特化則で医師が行っている特殊健診は診査項目が示されていますが（特化則別表3）、口腔領域に関連がありそうな項目を抜粋して示します。

### ②労災認定で例示されたことのある口腔症状・例

労働災害保険制度（労災保険制度）は、労働者の業務上に起こった健康障害、あるいは通勤による傷病などに対して必要な給付を行っています。これまで、実際に補償が行われた健康障害で歯科疾病名が見られた例

### ③職業病リスト（化学物質）

厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む）

※労災補償制度では、業務上疾病の範囲を明確にするため、また被災者による労災補償請求を容易にするため、労災補償の対象となる疾病については「職業病リスト」を示しています。このリストは定期的に見直されています。

### ④職業病リスト（がん原性物質）

がん原性物質とそこに掲げる疾病

### ⑤有機溶剤による有害症状例

職業病リストにも有機溶剤がありますが少数です。そこで、有機溶剤中毒予防規則（有機則）に掲載されている物質について有害症状を示します。

気になる症状があれば健診票にメモし、あるいは写真を撮り、その業務起因性を確認します。次回の健診時にも気にしてみるようにします。職場巡視では、その物質の取り扱い状況を見てください。

気になる症状について、化学物質との関連が強く疑われるようであれば、事業所の担当者に情報を提供します。共同で原因調査をすることもできます。化学物質との関連が不明なものは経過をみるようにします。確証が得られるまでは「経過観察」とします。経過観察においては写真が有用です。